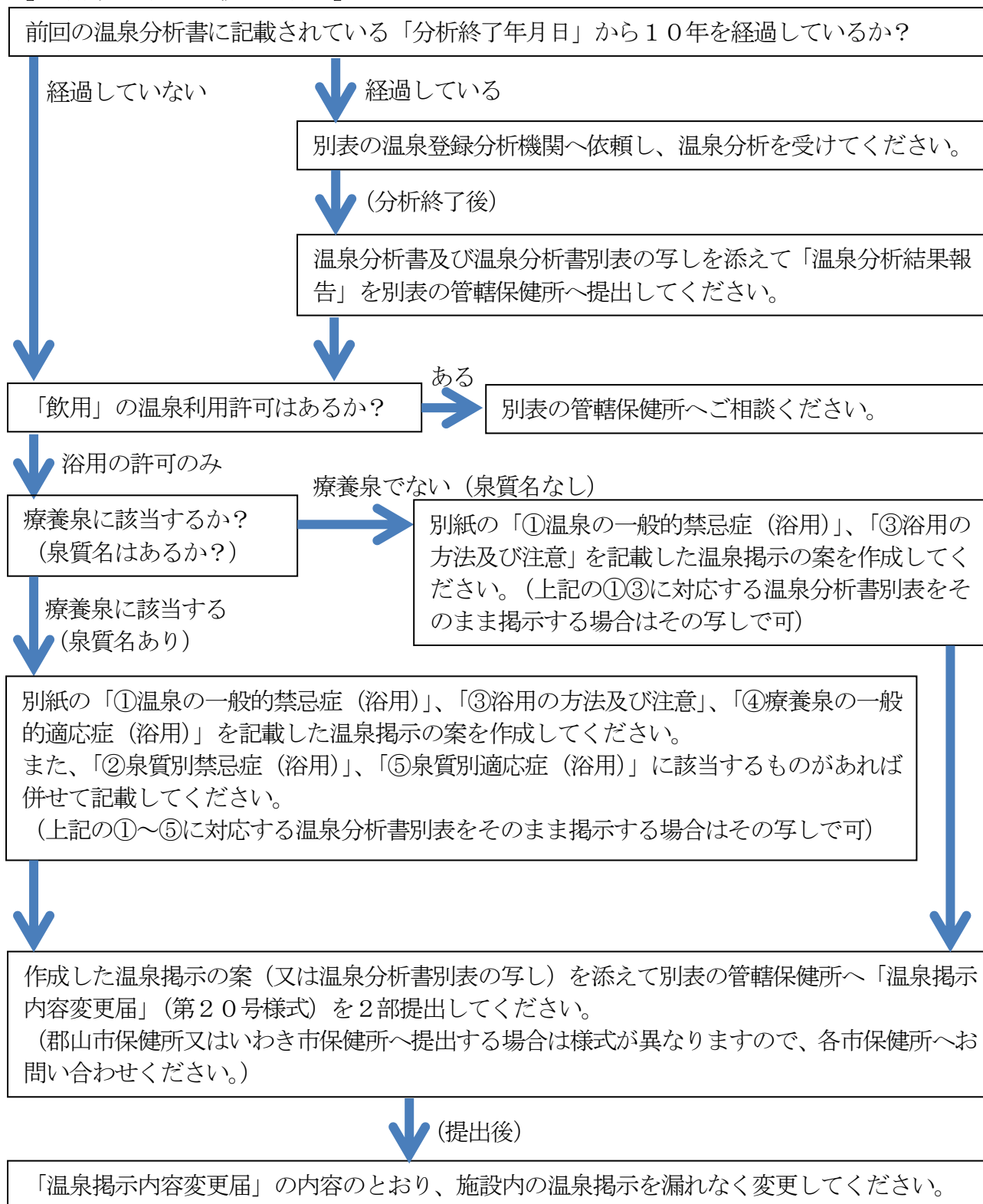


温泉掲示の基準の改定に伴う禁忌症等の温泉掲示の変更手続きについて

平成26年7月1日から温泉掲示の基準が改定（以下「新基準」と言う。）されました。禁忌症等の温泉掲示をこの新基準に沿ったものへ変更していない温泉利用許可施設においては、以下のとおり速やかに温泉掲示の変更手続きをしてください。不明な点がございましたら、別表の管轄保健所へお問い合わせください。

【温泉掲示の変更手続きの流れ】



別紙

①温泉の一般的禁忌症（浴用）

病気の活動期（特に熱のあるとき）、
活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、
少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、
消化管出血、目に見える出血があるとき、
慢性の病気の急性増悪期

②泉質別禁忌症（浴用）

揭示用泉質	禁忌症
酸性泉	皮膚又は粘膜の過敏な人、高齢者の皮膚乾燥症
硫黄泉	酸性泉に同じ

③浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

ア. 入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (ウ) 運動後 30 分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1 人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ. 入浴方法

(ア) 入浴温度

高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。

(イ) 入浴形態

心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。

(ウ) 入浴回数

入浴開始後数日間は、1 日当たり 1～2 回とし、慣れてきたら 2～3 回まで増やしてもよいこと。

(エ) 入浴時間

入浴温度により異なるが、1 回当たり、初めは 3～10 分程度とし、慣れてきたら 15～20 分程度まで延長してもよいこと。

ウ. 入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- (イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
- (ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

エ. 入浴後の注意

- (ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び 30 分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温

水で洗い流した方がよいこと。)

(イ) 脱水症状等为了避免のため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

オ. 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ. その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

④療養泉の一般的適応症（浴用）

筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、
運動麻痺における筋肉のこわばり、
冷え性、末梢循環障害、
胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、
軽症高血圧、
耐糖能異常（糖尿病）、
軽い高コレステロール血症、
軽い喘息又は肺気腫、
痔の痛み、
自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、
病後回復期、
疲労回復、健康増進

⑤泉質別適応症（浴用）

掲示用泉質	適応症
単純温泉	自律神経不安定症、不眠症、うつ状態
塩化物泉	きりきず、末梢循環障害、 冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症
炭酸水素塩泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、皮膚乾燥症
硫酸塩泉	塩化物泉に同じ
二酸化炭素泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、自律神経不安定症
酸性泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、耐糖能異常（糖尿病）、 表皮化膿症
硫黄泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、慢性湿疹、表皮化膿症 （硫化水素型については、末梢循環障害を加える）
放射能泉	高尿酸血症（痛風）、関節リウマチ、強直性脊椎炎など
上記のうち二つ以上に該当する場合	該当するすべての適応症

別表

福島県内各保健福祉事務所（保健所）の管轄区域

	名称	管轄区域
県 の 保 健 所	<u>県北保健福祉事務所（県北保健所）</u> 福島市御山町 8-30 TEL 024-534-4304 FAX 024-534-4162	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、川俣町、桑折町、国見町、大玉村
	<u>県中保健福祉事務所（県中保健所）</u> 須賀川市旭町 153-1 TEL 0248-75-7820 FAX 0248-75-7825	須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
	<u>県南保健福祉事務所（県南保健所）</u> 白河市郭内 127 TEL 0248-22-5486 FAX 0248-23-1252	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
	<u>会津保健福祉事務所（会津保健所）</u> 会津若松市追手町 7-40 TEL 0242-29-5521 FAX 0242-29-5513	会津若松市、喜多方市、磐梯町、猪苗代町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村
	<u>南会津保健福祉事務所（南会津保健所）</u> 南会津郡南会津町田島字天道沢甲 2542-2 TEL 0241-63-0308 FAX 0241-62-1698	南会津町、下郷町、只見町、檜枝岐村
	<u>相双保健福祉事務所（相双保健所）</u> 南相馬市原町区錦町 1-30 TEL 0244-26-1363 FAX 0244-26-1332	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
中 核 市 保 健 所	<u>郡山市保健所</u> 郡山市朝日 2-15-1 TEL 024-924-2157 FAX 024-934-2860	郡山市
	<u>いわき市保健所</u> いわき市内郷高坂町四方木田 191 TEL 0246-27-8591 FAX 0246-27-8600	いわき市

福島県内の温泉成分の登録分析機関

機関名	所在地	電話番号
一般社団法人 福島県薬剤師会	福島市蓬莱町 2-2-2	024-549-2198
福島県衛生研究所	福島市方木田字水戸内 16-6	024-546-8694
株式会社新環境分析センター 福島県分析センター	郡山市喜久田町卸一丁目 104 番地 1	024-959-1771
公益財団法人福島県保健衛生協会	福島市方木田字水戸内 19-6	024-546-0391
福島県環境検査センター株式会社	郡山市田村町金屋字下夕川原 60-1	024-941-1719
株式会社日本化学環境センター	郡山市松木町 2-25	024-942-6676

（他の都道府県の登録分析機関へ温泉分析を依頼することも可能です。）

【例】

「単純温泉」を利用している場合の浴用の禁忌症、浴用の方法及び注意、浴用の適応症の掲示例

【一般的禁忌症（浴用）】

病気の活動期（特に熱のあるとき）、
活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、
少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、
消化管出血、目に見える出血があるとき、
慢性の病気の急性増悪期

【泉質別禁忌症（浴用）】

なし

【浴用の方法及び注意】

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

ア．入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (ウ) 運動後 30 分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1 人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ．入浴方法

(ア)入浴温度

高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。

(イ) 入浴形態

心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。

(ウ) 入浴回数

入浴開始後数日間、1 日当たり 1～2 回とし、慣れてきたら 2～3 回まで増やしてもよいこと。

(エ) 入浴時間

入浴温度により異なるが、1 回当たり、初めは 3～10 分程度とし、慣れてきたら 15～20 分程度まで延長してもよいこと。

ウ．入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- (イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
- (ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

エ．入浴後の注意

- (ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び 30 分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。）。

(イ) 脱水症状等为了避免のため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

オ. 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ. その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

【一般的適応症（浴用）】

筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、
運動麻痺における筋肉のこわばり、
冷え性、末梢循環障害、
胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、
軽症高血圧、
耐糖能異常（糖尿病）、
軽い高コレステロール血症、
軽い喘息又は肺気腫、
痔の痛み、
自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、
病後回復期、
疲労回復、健康増進

【泉質別適応症（浴用）】

自律神経不安定症、不眠症、うつ状態